

## ソフトウェア使用許諾契約

「VISMMASTER」には、フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社（以下、「弊社」といいます。）のソフトウェアまたは複数のソフトウェアライセンサー（以下、「ソフトウェア供給者」といいます。）から弊社に対して許諾されたソフトウェア（併せて以下、「本ソフトウェア」といいます。）が含まれております。本ソフトウェアは、コンピュータソフトウェア、それに関連した媒体、マニュアルその他の印刷物を含み、オンラインまたは電子文書を含むこともあります。

お客様が本ソフトウェア使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）の条項の一部もしくは全部に同意されない場合、弊社は、お客様に本ソフトウェアのインストール、使用または複製の一切を許諾いたしません。

本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本ソフトウェアは許諾されるもので、販売されるものではありません。

### 1. ライセンスの許諾

本契約はお客様に以下の権利を許諾いたします。

- ・ お客様は、特定の1台のコンピュータに本ソフトウェアの複製1部をインストールして使用することができます。
- ・ お客様は、本ソフトウェアを複数のコンピュータ間で共有したり同時に使用することはできず、また、ネットワークサーバーへインストールして使用することもできません。
- ・ お客様は、本ソフトウェアの複製を作成することができません。コンピュータ上への本ソフトウェアのインストールおよびコンピュータ上の本ソフトウェアを復元する以外の目的で使用することはできません。
- ・ お客様は、本ソフトウェアに付属する文書の一部または全部を無断で複製することはできません。

### 2. その他の権利および制限

- ・ お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。但し、当該行為がこの制限にもかかわらず適用法によって明確に許されている範囲においてだけは許されるものとします。
- ・ お客様は、本契約に明示されている場合を除き、本ソフトウェアを複製、修正、改変、翻案、翻訳、レンタル、リース、貸与、再販、頒布またはネットワーク上で送信することはできません。また、お客様が第三者に対して、本ソフトウェアの使用を再許諾することもできません。

### 3. 解除

お客様が本契約に違反された場合、弊社またはソフトウェア供給者は、他の権利を害することなく本契約を解除して、本契約を終了させることができるものとします。そのような場合、お客様は、以後本ソフトウェアを使用することができず、本ソフトウェアの複製およびその構成部分を全て破棄しなければなりません。

### 4. アップグレード

アップグレードソフトウェア（本ソフトウェアの不具合対策または機能追加を含みますが、それだけに限りません。）が、CD-ROMのような媒体または Web からのダウンロードやその他の手段で本ソフトウェアとは別に弊社によって提供された場合、お客様は、既存の本ソフトウェアの複製と交換して、お客様自身のコンピュータにのみそのアップグレードソフトウェアの複製1部をインストールし、本契約の各条項に従って使用することができます。その場合、本ソフトウェアの以前のバージョンは一切使用し続ける事はできません。

### 5. 著作権

本ソフトウェア（本ソフトウェアに組み込まれたイメージ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、音楽、テキスト、アプレットを含みますが、それだけに限りません。）、付属のマニュアルなどの文書および本ソフトウェアの複製物についての権原および無体財産権は、弊社またはソフトウェア供給者が有するものです。お客様は、本ソフトウェアに付属のマニュアルその他の文書を複製することはできません。本ソフトウェアを使ってアクセスされるコンテンツについての権原および無体財産権は、各コンテンツ所有者の財産であり、著作権法およびその他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本契約は、そのようなコンテンツの使用権を許諾するものではありません。本契約のもとに特に規定されていない権利は全て弊社およびソフトウェア供給者に留保されます。

#### 6. 限定保証

- ・ 弊社は、本ソフトウェアが付属のマニュアルに従って実質的に動作しない場合に限りお客様からの弊社に対する文書による通知により、弊社は、弊社の基準に従って、代替品と交換いたします。いかなる場合もソフトウェア供給者は、お客様に対して直接責任を負うものではありません。但し、本ソフトウェアの不具合が、事故、お客様の故意もしくは過失、誤用その他異常な条件下での使用によって生じた場合には、保証の責任を負いません。
- ・ 上記に示した限定保証を除いては、本ソフトウェアはお客様に対して現状のまま提供されるものであり、明示たると黙示たるとを問わず無体財産権についての非侵害保証、商品性の保証あるいは特定目的に対する適合性の保証など一切の保証をいたしません。本ソフトウェアの品質および動作についてのリスクはお客様が負うものとします。
- ・ いかなる場合においても、弊社およびソフトウェア供給者は、本ソフトウェアの頒布、使用または動作からお客様に生ずるいかなる他の損害（通常損害、特別損害、逸失利益、事業の中断、事業情報の損失またはその他の金銭的損害を含みますが、これらに限定されません。）に関して、一切責任を負わないものとします。

#### 7. その他

- ・ 本契約は、日本法を準拠法といたします。
- ・ 本契約に基づき紛争が生じた場合、東京地方裁判所をその専属的な管轄裁判所といたします。
- ・ 本ソフトウェアを日本国外に輸出すること（ネットワーク上の国外送信を含みます。）はできないものといたします。
- ・ 本契約の各条項は、代替りの契約が提供されない限り、本ソフトウェアのアップグレード後のソフトウェアにも適用されるものとします。

以上